

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第50号)

令和3年10月4日

徳情個審答申第50号

令和3年10月4日

審査庁

徳島市教育委員会 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年4月14日付け教総発第76号により徳島市教育委員会から諮問のありました公文書の非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市教育委員会が行った本件非公開決定処分（令和3年1月12日付け教社発第3号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案概要

- 1 徳島市立図書館は、令和3年1月6日からコピー手続を変更することとし、あらかじめ館内にその旨を掲示していた。
- 2 審査請求人は、令和3年1月5日、徳島市教育委員会に対し、「市立図書館のコピー手続の変更に関する協議、決定等の文書」の公開を求め、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第5条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 3 徳島市教育委員会は、本件公開請求に対し、令和3年1月12日付けで、請求の対象とされている市立図書館のコピー手続の変更に関する協議及び決定については口頭で行ったため公文書を作成しておらず、不存在であることを理由として本件処分をした。
- 4 審査請求人は、本件処分について令和3年4月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 5 当審査会における審査に際し、審査庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和3年4月27日、同文書（令和3年4月27日付け教総発第90号）が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、意見書が令和3年5月20日付けで提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったため、令和

3年7月9日に当審査会において口頭意見陳述を行っている。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 徳島市立図書館のコピー手続で、人権侵害、思想信条の自由にかかわる重大な変更が行われているにもかかわらず、口頭のみで協議が行われているとは到底考えられない。何をどのように変更するのか、変更したのかの文書は存在するはずであると思われる。
- 2 指定管理に関し、口頭での確認で足りるものと、教育委員会が文書により決裁すべきものの区分の基準が曖昧になっている。その結果、教育委員会として人権を守る責任が曖昧になっている。
- 3 指定管理者の内部で作成された「手続変更の文書」も、徳島市教育委員会の文書として開示されるべきである。

第4 徳島市教育委員会の主張の要旨

- 1 本件コピー手続の変更に関する指定管理者との協議及び担当課における決定は、口頭のみで行い、文書を作成していないため、不存在である。
- 2 本件コピー手続の変更については、著作権法の規定に従い、著作者の権利を守るために必要な措置であり、業務改善につながるものと判断した。文書による決裁ではなく、口頭で決定したことについては、単に運用方法を変更するだけのものなので、問題はない。

第5 当審査会の判断

- 1 争点について
本件審査請求においては、徳島市教育委員会が、公文書公開請求の対象となるべき公文書を保有しているかどうか争点となる。
- 2 争点についての判断
本件公開請求に係る公文書が存在していないかどうかについて、当審査会では、徳島市教育委員会の担当課である社会教育課において、コピー手続変更に係る一連の文書についてキャビネット内を網羅的に探すとともに、電磁的記録についてパソコン内のデータフォルダ及びメールを確認した。また、コピー手続変更当時の経緯等について職員に聞き取りを行った。
しかしながら、本件公開請求に係る公文書を見いだすことはできなかった。また、本件公開請求に係る公文書を作成したような形跡も確認できなかった。
- 3 まとめ
以上のことから、本件公開請求に係る公文書が存在しない以上、徳島市教育委員会が本件公開請求に係る公文書について不存在であることを理由として非公開

としたことは、妥当である。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議委員

会 長	永本 能子
委 員	島内 保彦
委 員	本田 利広
委 員	真鍋 恵美子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年4月14日	徳島市教育委員会から諮問書を受理した。
令和3年4月27日	徳島市教育委員会から決定理由説明書が提出された。
令和3年5月21日	審査請求人から意見書が提出された。
令和3年6月18日 (3年度第1回審査会)	概要説明及び審議を行った。
令和3年7月9日 (3年度第2回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和3年7月28日 (3年度第3回審査会)	実施機関において実地調査を実施した。 審議を行った。
令和3年9月6日 (3年度第4回審査会)	答申案の検討を行った。
令和3年10月4日 (3年度第5回審査会)	答申案の検討を行った。